

町・県民税の特別徴収(年金天引き)が始まります
 (公的年金の)

10月支給分から

地方税法の改正により、今まで納付書や口座振替で納付していただいていた、公的年金に係る町・県民税を、下表のとおり、10月支給分の年金からあらかじめ町・県民税を天引きさせていただきます。特別徴収制度が始まります。

※ここでの「公的年金」とは、老齢年金または退職により支給される年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など)のことで、障害年金や遺族年金は対象となりません。

特別徴収の対象となる人
 次の要件を全て備えている人が対象となります。
 ・前年中に公的年金等の支払いを受けていること
 ・当該年度の初日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受け取り額が年18万円以上であること
 ・当該年度の4月1日に65歳以上であること
 ・介護保険料が年金から天引きされていること

特別徴収の対象となる町・県民税
 特別徴収の対象となる町・県民税は、公的年金等の年金所得に係る町・県民税のみとなります。なお、公的年金等以外に給与所得や不動産所得など他の所得がある場合、これらの所得に係る町・県民税は、従来どおり給与からの天引き、または納付書や口座振替による納付となります。
国税務課 ☎820・5603

「ねんきん定期便」の送付を開始しました

社会保険庁では、より身近でわかりやすい年金をめざして、年金加入記録や年金見込額などの情報を皆さんにお届けする「ねんきん定期便」の送付を開始しました。

▽送付対象者：国民年金、厚生年金の被保険者

▽送付時期：平成21年4月

▽送付周期：毎年誕生日の1日生まれの人は、誕生日の前月に送付します。4月1日生まれの人は、平成22年3月が初回の送付となります。

▽お知らせする内容：

【平成21年度】

- ①年金加入期間
- ②年金見込額
- ア、50歳未満の人：加入実績に応じた年金見込額
- イ、50歳以上の人：「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入

て、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受け取り額が年18万円以上であること
 ・当該年度の4月1日に65歳以上であること
 ・介護保険料が年金から天引きされていること

特別徴収の対象となる年金
 国民年金法に基づく老齢基礎年金等で、年額18万円以上の年金

特別徴収の対象となる町・県民税

特別徴収の対象となる町・県民税は、公的年金等の年金所得に係る町・県民税のみとなります。なお、公的年金等以外に給与所得や不動産所得など他の所得がある場合、これらの所得に係る町・県民税は、従来どおり給与からの天引き、または納付書や口座振替による納付となります。
国税務課 ☎820・5603

した場合の将来の年金見込額

※なお、既に年金受給中(全額停止も含む)の人には、年金見込額はお知らせしません。

- ③保険料の納付額
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

【平成22年度以降】

●節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の人
 平成21年度と同じ内容(①～⑥)の記録を更新してお知らせします。

●右記以外の人

平成21年度にお知らせする内容の①～③について、記録を更新してお知らせします。また、⑤及び⑥について、直近1年分をお知らせします。
 ※社会保険庁に届けられている住所が現住所と違っている人には「ねんきん

【平成21年度分の住民税額の納付方法】

平成21年度の住民税額が60,000円の場合

| 普通徴収(納付書) | | 特別徴収(年金からの天引き) | | |
|-----------|----------|----------------|----------|----------|
| 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 住民税額の1/4 | 住民税額の1/4 | 住民税額の1/6 | 住民税額の1/6 | 住民税額の1/6 |
| 15,000円 | 15,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

- 平成21年6月と8月に、それぞれ住民税額の4分の1を納付書により納めていただくことになります。
- 平成21年10月・12月及び平成22年の2月に支給される公的年金等からは、それぞれ6分の1の住民税額が3回に分けて特別徴収されます。

【平成22年度分以降の住民税額の納付方法】

平成21年度の住民税が60,000円、平成22年度が66,000円の場合

| 年金からの天引き(特別徴収) | | | | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 前年の10月から翌年3月に徴収した額の1/3 | 前年の10月から翌年3月に徴収した額の1/3 | 前年の10月から翌年3月に徴収した額の1/3 | 住民税額から仮徴収した額を控除した額の1/3 | 住民税額から仮徴収した額を控除した額の1/3 | 住民税額から仮徴収した額を控除した額の1/3 |
| 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 12,000円 | 12,000円 | 12,000円 |

○平成22年度以降は、年6回支給される公的年金等から、それぞれ天引き(特別徴収)されます。

平成21年度補助犬(盲導犬)給付について



町内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相期間内に居住することが見込まれる、18才以上で視覚障害程度1級または2級の身体障害者手帳を所持する人。

▽要件等：所得制限などの要件があります。詳しくは、視覚障害者団体連合会事務局までお問い合わせください。
福祉課の窓口または社会福祉協議会に置いてある申請書に必要事項を記入の上、7月31日(金)までに福祉課に提出してください。(年間を通して申請受付をしています)

町社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会事務局
☎229・2320 (福祉課)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

子育て支援センターエンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定

| 実施日 | 開始時間 | 行事(講師・敬称略) |
|----------|-------|-----------------------|
| 12日(金) | 9:30 | わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上) |
| 16日(火) | 10:30 | 子育て懇談会(金澤綾子) |
| 24日(水) | 9:30 | にこにこベビー(1歳～1歳5ヵ月) |
| 26日(金) | 10:30 | 親子の関わり懇談会(福田宏子) |
| 7月1日(水) | 9:30 | ふわふわベビー(11ヵ月まで) |
| 7月6日(月) | 9:30 | わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)リトミック |
| 7月10日(金) | 9:30 | とことこエンゼル(1歳6ヵ月～2歳5ヵ月) |

※毎月の子定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いてあります。気軽にお問い合わせください。

●ファミリーサポートセンター養成講座・子育て講座開催のお知らせ

子どもの急なケガや事故に慌てないために、適切な対応や予防、応急処置を一緒に学びましょう。
 時7月4日(土)9:30～11:30
 内身近に起こりやすい病気・ケガの応急手当(要予約)
 無料※動きやすい服装でご参加ください。
 講師：日本赤十字社幼児安全法指導員
 託児：有

●おひさまルーム(左記以外の日程の9:30～11:30)

●パステルルーム
 地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談、家庭で楽しめる遊びの紹介をしています。

| 実施日 | 開始時間 | 場所 |
|---------|------|------------|
| 18日(木) | 9:30 | 中央ふれあい館 |
| 7月8日(水) | | 東部地域健康センター |

●ふわふわベビー・にこにこベビー・とことこエンゼル・わくわくキッズ

*月～金曜日の13:00～17:00は電話相談・個別相談(要予約)・訪問相談(要予約)を受け付けています。
 ※行事はいずれも11:30に終了予定です。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
 (西部地域健康センター内) TEL 820-5502 Fax 820-5504
開設日時(※年末年始、お盆、祝日除)：月～金曜日9:30～17:00
 (子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00)